



平成 25 年 2 月 12 日

各 位

G F A株式会社  
代表取締役 松浦 一博  
(JASDAQ・コード番号：8783)  
問い合わせ先 取締役 平野 公久  
電話 03-5532-1031

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 12 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額に実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日））の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）最終の発行株式数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 2 月 12 日現在の発行株式総数で試算すると以下の通りとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	19,805 株
今回の分割により増加する株式数	1,960,695 株
株式分割後の発行済株式総数	1,980,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	6,000,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）  
基準日 平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）\*実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）  
効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

#### 3. 単元株制度の採用

##### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

\*平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株数を100株とするため、第6条を新設いたします。
- ③ 現行定款第6条以下の条数を各一条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第6条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第6条～第44条 (省略)	第7条～第45条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第1条 <u>第5条の変更及び第6条の新設とそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成25年4月1日とする。</u> 第2条 <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。</u>

以上